何うするかと言ふことになるのでありますが、要するに其の根本は勞資双方の心構への問題、精神の問題と言ふことになるのであります。勞資一體産業報國の精神、之こそが勞資關係を規制すべき根本の基調でありまして勞資双方共に此の精神に徹して貰ふことが何より大切であることは申す迄もありません。從つて先づ第一に此の際普く勞資双方に對し此の精神を涵養徹底せしむる爲に一つの大なる全國的な精神運動を捲き起すと言ふことが必要であらうと思ひます。次には各事業場の内に、此の精神を如實に具現して貰ふ爲に夫に適する何等かの組織を設けて貰ふと言ふことであります。勞資一體、産業報國の實の擧がる様な仕組を作つて貰ふ必要があると思ふのであります。勞資一體と言ふことは謂はば親子の様な關係と言ふことでありますが、双方の氣持が、實際は仲々そうはなれぬ、ピッタリと行かぬ點があると言ふ處に凡ての禍根が生ずる譯でありますから、勞資の完全なる意思の疏通を圖り親子の様な氣持になり合つて貰ふことが必要であり、又此の氣持に基いて親は親たるの情を盡し子は子たるの本分を務める、而も夫れは何處迄も産業報國の大精神を基調として勞資双方共産業を通じて國家に奉ずると言ふことが必要である譯であります。斯かる意味に於ける勞資の意思疏通の爲の組織を各事業場の中に作つて貰ふことが必要だと思ふのであります。而して共の組織の名稱なり形式なり又共の實行の方法なりは各事業の實情に依り必ずしも一定のものたるを要しないのでありまして、要するに勞資の完全なる意思の疏通を圖り勞資一體、産業報國の實の擧がる様な仕組のものでさへあれば好いと思ふのであります。兎も角も斯かるものを是非共此の際作つて貰ふと言ふことを、私共としても廣く事業主の方々に對し奬めて見たいと思つて居るのであります。

協調會の今回の運動も私共の考へて居る處と趣旨に於て全く同じでありまして是非共此の運動が立派なる實を結ぶことを希望して止まない譯でありまして、私共と致しても出來る丈の御支援を致したいと思つて居るのであります。何卒皆様に於かれても充分なる御協力を御願致す次第であります。

膳氏の挨拶

私は協調會が時局對策委員會を設けられた時からその趣旨に贊成し、是非この際産業關係の調整方策を審議して欲しい、又先づ眞先にこの問題を審議せよと主張して來た者の一人であります。それは、産業關係を確固たる軌道に乘せるには今日が最もよい時期である、從來の階級對立の思想を棄てゝ眞に産業關係者が一體となるには今日を措いて外にないと考へたからであります。

私は全産聯の代表者としてではなく個人の資格を以て時局對策委員會に御協力申上げたのでありますが、先程河原田委員長も、この「産業報國運動」は誰の案でもない、委員の意見が期せずして一致してから云ふ案になつたと云はれましたが正にその通り、この案は全産聯の案でもない、政府の案でもない、協調會の案でもない、政府、事業主、從業員の一致した意見を文字に書いたのがこんな案になつたのであります。尙當地の皆様の内からは委員として御出席願はなかつた様でありますが、當地の皆様が若し御參加下さいましても御意見はこの案と同一であつたであらうと考へます。

所で何故に私がこの案に贊成し皆様にこの案は結構です是非御やりなさいと御奬めするかと申しますと、その理由は四つある。先づ第一に、近頃勞資はかくあるべきだと云ふ意見の内には色々なものがある。その中には神がかりのものもあつて到底實行不可能なものが多い。私は併々それでは困る、眞に日本的なものが欲しいと考へてゐた。所が協調會の案は神がかりでない。全く當り前の事を全く平易な文句で書いてある、これこそ飜譯ものではなく眞に日本の實情に適した日本的なものである、と私は考へたのであります。第二に、今日迄の我國の勞資は歐米流の階級鬪爭の思想に毒されてゐた。勞資双方共お互に對立し相爭ふものだと考へてゐた。然し之は大なる間違ひであつた。そうではない、勞資は一體なのだと敎へたのが協調會のこの案であります。從來勞資は協調すべしと說かれてゐたが、この案では更に百歩二百歩を進めて勞資は協調ではなく一體となるべきであるとこの案は云つてゐる。非常な進歩だと私は考へる。かう云ふ指導精神に立つてこそ始めて勞資の關係はうまく行くものと思ふ。私がこの案を推賞する第三の理由は、この指導精神の文句は非常に簡單で平易である。言葉が簡單な爲に何とでも解釋出來る。これがいゝと思ふ。分りきつた事をくどくどと書くより御經の文句の様に短い文句で平易に而も含蓄をもたせて書くのがいゝ。人々に分りやすいと云ふ事が何よりの長所。第四に、實行方策ですが、「産業報國會並に産業報國聯盟」(未定稿)の中に、各職場毎に産業報國會を作るが、それは出來るだけ夫々の工場の特殊事情に應じて作るとある。この意味は、既存の機關にしてその目的機能が産業報國會の目的機能と同一である時は既存の機關を利用してよろしい、新しい機關を設けるには當らないと云ふのであります。之は非常に彈力性のある提案だと思ふ。各會社工場には夫々の特殊事情がある。その特殊事情を無視して劃一的に産業報國會を作れとやられては事業主もたまるまい。その意味からしてもこの案は非常によく出來てゐると私は思ふ。私が皆様にこの案はよく出來てゐる、是非御やりなさいと御奬めする理由は大體以上四つの點にあるのであります。

私も亦時局對策委員會の委員としてこの案作成に協力した者の一人であります。何卒本案の趣旨を充分御了解の上我々の運動に御協力下さるやう、私からも御願ひする次第であります。

二、京阪神勞務擔當者との懇談會

△日時場所　五月十日午後二時—五時半　綿業クラブ

△出席者　進藤竹次郎氏、荒川卓次郎氏、中村佳人氏、松村德松氏、馬場隆直氏、西間木吉一氏、堀内寛治氏、德永善四郎氏、沼野秦二氏、梅本健蔵氏、野口正浩氏、松岡健太郎氏、江川武氏、荒木節郎氏、安藤茂男氏、菅沼一郎氏、櫻井勘助氏、森口榮治氏、當野眞洪氏、矢吹辰治氏木坂恒一氏、鈴木眞一氏、神崎撤氏田村昌義氏、三井正雄氏、岡村爲孝氏、佐伯勇氏、平井清吉氏、前田實市氏、淸水應治氏、高畑芳雄氏、田原勝平氏、矢盛總三郎氏、岡見潤吉氏、河合勝氏

△主催者側

新大阪ホテルの懇談會と同じ

△會議概況

松村大阪支所長の開會の挨拶に始り、長岡、河原田、永野、膳の四氏、夫々新大阪ホテルの懇談會の際と同じ要旨の挨拶を爲し、懇談に入る。先づ、各會社工場には夫々の特殊事情あり、それを無視し劃一的に産業報國會を組織せしめんとするは不可なりとの議論强く、又、本案は事業主に責務を負はしむるも從業員にはそれに對應する責務を負はしめずの非難强く本案を從業員に讀ましむべからずとの極論、本案は餘りに近視眼的なり宜しく之を書き更め産業上の大理想を謳ふべしとの熟論等出で五時半閉會。

三、神戸財界有力者との懇談會

△日時場所　五月十一日午後五時—十時　神戸オリエンタルホテル

△出席者　岡田周造氏、田崎愼治氏、榎並充造氏、牛尾健治氏、今井茂次氏、長谷川公一氏、纐纈彌三氏、右田鐵四郎氏、下村鐵男氏、田中年雄氏、西間木吉一氏、古宇田實氏、小泉良助氏、八木幸吉氏、岩崎勤一氏、淵川儀作氏、塚脇敬二郎氏、武藤健氏、松井小三郎氏、浦川秀吉氏

△主催者側

前と同じ

△會議概況

松村大阪支所長の開會の挨拶に始り、長岡、河原田、永野、膳の四氏夫々前回と同じ要旨の挨拶を爲し、懇談に入る。出席者全員交々立ちて意見を述べ、學者も亦本運動に協力すべし、實業家は既に本案の趣旨を實行中なり、新機關は不必要なり、寧ろ實行の監督機關が必要なり、精神には贊成なるも各事業に劃一的に實施するは不可等の希望があり、十時閉會。

●名古屋市に於ける勞資懇談會に關する活動狀況報告

一、會　合

一、五月十九日午前九時—正午
縣廳側との懇談會

一、同二十日午前十一時—午後三時
名古屋財界有力者との懇談會

一、同　午後六時—午後十時
名古屋勞務管理研究會

二、財界有力者との懇談會

一、日　時　五月二十日午前十一時—午後三時

一、場　所　名古屋商工會議所

一、出席者

豐田利三郎氏(中産聯委員長)三輪常次郎氏(同常務委員)秋山正八氏(同)加藤理三郎氏(全産聯常任理事)向井鹿松氏(名古屋商工會議所理事)枡本敏三郎氏(愛知時計常務取締役)野崎誠一氏(豐田式織機常務取締役)川崎舍恒三氏(大同電氣製鋼所常務取締役)阿部莊吉氏(昭和毛糸紡績常務取締役)後藤直太氏(三菱重工業名古屋航空機製作所長)飯野逸平氏(日本陶器株式會社)神田純一氏(名古屋市助役)高野源進氏(愛知縣經濟部長)吉田政雄氏(同工場課長)河原田稼吉氏(貴族院議員)成田一郎氏(厚生省勞働局長)長岡保太郎氏(協調會常務理事)膳桂之助氏(全産聯常任理事)

一、懇談會概況

大澤所長開會の挨拶、長岡常務理事、立案の經過及共の趣旨を說明され、河原田氏より本案立案の專門委員會委員長として立案經過、趣旨を說明された。卽ち斯かる非常時下の勞資關係の良好なる時代に、將來を慮り、勞資關係の如き困難なる問題を根本的に調整する必要ある旨を特に强調し、將來に對する確乎たる見透しに基き、一方自由主義より全體主義への時代的風潮を認識し、他方個體或は個人の創造的精神を生ずることが必要である旨縷々說明せられた。本案立案過程の特色とも云ふべきは、何人も原案を出さず委員會の全員の意見が自然と纏まりたるものである旨說明せられた。

次で成田厚生省勞働局長より、本案の根本精神に對し政府當局として積極的に贊成し參加せる所以を說明し、尙具體化の方策に就いては種々研究を要すると思はれる、縣案と本會案とは根本精神に於て全く一致するものと考へる、本縣に於ても官民協力して勞資關係の調整に當られんことを希望する旨述べられた。

膳桂之助氏より一個人として本案立案に參加せる所以を說明この運動を進める上に於ては劃一主義を排し、地方或は工場等の事情を充分考慮してやる趣旨である旨を述べられた。

出席諸氏より開陳せられた質疑意見の大要左の如し。

(一)　中小工場の場合は組合を作つて這入つてもよいか。

(二)　小工場などでは報國會の如きものを作るのは無理ではないか。

(三)　精神運動には贊成である而し結局、案の(乙)以下(具體化方策)の方へ及んで行く様に思はれる。

待遇改善を懇談してやつて行く事は中々六ケ敷しいのではないか。

事業場内に組織を作つてやつて行く事は相當無理がある。話をしても結局別れ別れになると思はれる、從つて(甲)の部分卽ち精神を主とすべきである。

(四)　指導精神を確乎として揺がすべからざるものとすることが何よりも必要である。共の基礎の上に具體化の問題をやるべきだ、又强制すると云ふことは勞資關係を眞に解決する所以でなく又急いではいかんと思ふ。

(五)　事業場内に懇談機關を作ることは平地に波瀾を起す事に成りはしないか。又將來勞働組合の足場を作ることになりはしないか。

(六)　待遇の問題を勞資双方の懇談でやつてゆく事は日本本來の遣方で無く、外國の眞似では無いか、又强制する事は不可である。

(七)　事業場内の斯る機關に委員制を採用することは不可である。

(八)　縣案は勞働組合が這入つておらぬが本案には勞働組合が這入つて居る、此點面倒な事にはならぬか。

(九)　勞資關係の問題は勞資が各々勞は資、資は勞の立場に地位を轉換して眞に考へなければ旨く行かぬと思ふ、協調するためのものが却つて不和の原因となる場合もある等。

共他種々御意見の開陳ありたるに對し、河原田、成田、膳、長岡の諸氏より夫々答辯せられ、豐田氏より挨拶あり、三時閉會。

三、勞務管理研究會

一、日　時　五月二十日午後六時—午後十時

一、場　所　名古屋商工會議所

一、出席者　飯島光氏(大日本麥酒名古屋工場)花田二郎氏(東洋紡績大曾根工場)林鐵氏(日本碍子株式會社)千葉藤一郎氏(大隈鐵工所)小川徵三郎氏(日本陶器株式會社)岡田周一氏(三菱電機名古屋工場)大喜多光氏(東邦瓦斯株式會社)渡邊芳信氏(豐田織機株式會社)向井鹿松氏(名古屋商工會議所)野々恆一郎氏(岡本工業株式會社)桑田吉藏氏(名古屋鐵道株式會社)山田鹿之助氏(三菱重工業名古屋航空機製作所)山中淸一氏(トヨタ自動車製作所)山崎玉三郎氏(豐田紡績株式會社)玉木寛治氏(豐田自動織機株式會社)佐橋良兒郎氏(服部商店工務部)南岩男氏(愛知時計電機株式會社)佐々木二二氏(東邦電力名古屋支店)遠藤兗一氏(日本毛織名古屋工場)淸水謙一氏(中央紡織株式會社)石黑幸市(高野精密工業株式會社)長岡保太郎氏(協調會常務理事)

一、議事概況

長岡理事より本會案の立案經過、共の趣旨につき說明あり、出席各氏より意見を開陳せられた、共の大要左の如し。

(一)　産業報國聯盟と監督官廳との關係如何。

(二)　勤勞報國と産業報國とを區別することは無意味である。

(三)　指導精神は再吟味する必要がある。雜多な考へが入つて居る。又、從來の自由主義的な考へから拔け切つて居ない様に思はれる。

(四)　荒川案と本案との關係は如何等。

共他種々意見の開陳あり、懇談し午後十時閉會。